

2) 大会参加者・関係者に対する PCR 検査

全日本柔道連盟では IJF（国際柔道連盟）の大会開催規則に準じて、国際大会に準ずる大会・または、全日本柔道連盟が大会の開催において必要と考えた場合、大会参加選手におけるPCR検査を施行しています。PCR検査は、他の競技においても施行されていますが、一般的な大会開催においてまで必須とされるものではありません（「6）核酸増幅（PCR等）検査・抗原検査と抗体検査の意義と現状」参照）。

・他府県からの参加者などが多く感染拡大に不安がある場合や検査方法などに関し疑問がある場合には、全日本柔道連盟にご相談ください。

3) 選手への対応

選手は試合場（計量会場）に到着時、選手受付前7日間の健康記録表を大会委員長に提出します。選手の試合参加の判断は、以下の入場可否の基準を参考にしてください。

なお、試合をする選手はマスクをビニール袋などに密閉し、他の選手が素手で扱うことは避けなければなりません。試合中の大声での応援や指示は禁じます。

＜選手の試合参加の入場可否の基準＞

7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
記録開始							入場日 (試合・計量)
× 2日以上の発熱 ^{注1)} ・諸症状 ^{注2)} あり				× 1日でも発熱 ^{注1)} ・諸症状 ^{注2)} あり			
× 健康記録表や誓約書など大会が必要とした書類を提出しない							

注1) 発熱の基準は、37.0度以上とする。ただし、平熱が37度前後の場合は、平熱+0.5度までは参加を認める。平熱は直前7日間の平均値とする。

注2) 諸症状とは健康記録表に掲げるいずれかの項目を指す。

※出場チームにおいては、出場選手が1人でも有症状のために試合参加不可となった場合、チーム全体として試合を辞退することが望ましい。

1) 団体戦の試合出場は原則不可と判断します。

2) 個人戦でも試合2日前以降に有症状者と練習していた選手は出場不可とします。

※大会7日前以降に選手自身がCOVID-19に感染、または保健所から濃厚接触者に認定された場合はいかなる状況においても大会参加は認められません。

※ただし、チーム内にCOVID-19感染者・濃厚接触者がいたものの、選手自身が感染者でな

く、保健所から濃厚接触者に認定されていない場合、保健所からの濃厚接触者認定が遅滞している場合や保健所が認定を行わない場合には下記の条件を全てクリアした場合に限り練習を再開でき、かつ大会への出場を認める。

1) P26 の (1) 構成員が COVID-19 に感染した場合、または (2) 構成員が COVID-19 の濃厚接触者となった場合に従って所属（学校、事業所など）が練習を継続できると判断^{注1)}し、大会に出場しても感染を広げないと判断した。

注 1) P23 に、柔道の練習及び大会出場における濃厚接触者の定義を示します。

判断のポイントとして、感染者の発症（検査陽性）の 2 日前以降^{注2)}に

- ・感染者とマスクなしで組み合った練習、会話をした者
- ・感染者と一緒に食事をした者、寮などで同室で過ごした者

は感染している可能性が高いと考えます。

2) 大会前の PCR 検査等の実施については、大会主催者が判断する。PCR 検査等を実施する場合は、陰性であった場合に限り大会への出場が認められる。検査の方法や時期は、大会主催者が決定する。

<大会前にチーム内に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応表>

大会の前日に計量を行う場合は、下記表の大会を計量日に置き換える。

状況	大会出場
1. 出場予定選手自身が大会 11 日前以前に感染、または 8 日前以前に濃厚接触者に認定された場合（大会当日に、感染者においては療養解除になっていること、濃厚接触者においては自宅待機期間が終了していること）	○
2. 出場予定選手自身が大会 10 日前以降に感染、または 7 日前以降に濃厚接触者に認定された場合	×
3. 大会 8 日前の時点でチーム内に感染者が居た場合、または 7 日前以降にチーム内に感染者が発生した場合 ①濃厚接触者に認定されず、大会に出場しても感染を広げないと <u>所属(学校、事業所など)</u> が判断した場合 ②大会主催者の判断で PCR 検査を実施する場合は、陰性であること	左記①、PCR 検査を実施する場合は①および②の条件を満たせば ○
4. 大会 7 日前以降にチーム内に濃厚接触者がでた場合、または自宅や寮等で共に生活する者（下記※参照）が感染した場合 ・濃厚接触者となった者、感染者と生活を共にしていた者は出場不可 ・その他の選手については、大会に出場しても感染を広げないと <u>チーム</u> が判断した場合は出場可（判断が難しい場合は、大会主催者に相談すること）	左記参照

※「自宅や寮等で共に生活する者」の定義

- ・同居する家族
- ・感染者と寮内で同部屋・食事などを共にしていた者（指針「寮の感染管理」を参照し、規定が守られていれば該当しない）